

東三河での建築と不動産に関することでしたら、小さなことでもお気軽にご相談ください。
代表取締役 山本敬輔 営業スタッフ一同

ik 一幸建設株式会社 〒441-8071 豊橋市大山町字西大山 52 番地 <https://ikko-group.jp/>

建替えか、改装か⑤

住まいを建て替え・新築するか、既存住宅をリフォーム・リノ

ベーションするか、皆様はどちらを選択しますか？今回は4件目の事例をご紹介します。

社宅にお住まいだったお客様。お母様がおひとり住まいだった実家の建替えをするにあたり、同居されることになりました。一幸建設にお声がけいただいたのは、昨年船渡町ではなれを建築していたところに偶然通りがかったのがきっかけ。お客様からの間取りの要望は、筋トレマシンを置ける部屋を作ること。リビング横の南に面した洋室の続間として計画しました。収納の中は可動棚にして、しまいたいものに合わせることができます。お母様の部屋も洋室になりました。壁紙は和紙のような柄で落ち着いた雰囲気。窓からは隣地の庭が見え、季節の花の借景が楽しめます。リビングに設けた神棚は、大きさをお客様自身で寸法をはかり決定しました。親子ドアを設置した玄関やトイレなど、標準より15~30cmほど広めにとっているの、将来への備えも万全です。



施工事例はこちら



営業・設計 山崎

不動産売買と確定申告

私は不動産の仕事を担当していますので、売却などに関らせていただくと税金の話も付いて回ります。豊橋市の税務署は、合同庁舎という建物の中に入っており、その5階に法務局があります。登記簿謄本や公図の原本を取得する際に、こちらで発行をするのですが、確定申告の時期になりますと、建物に入る前の道が渋滞になるくらい混みます。この渋滞を見ると確定申告の時期だなと思います。今では、e-TAXなどオンラインの申告も便利になりましたが、それでも確認があったりなど実際に税務署へ行くことがまだまだ必要のようです。申告期間は毎年2月16日から3月15日までとなります。私が担当させていただいた不動産売却のお客様でも、普段確定申告をされていない慣れないことも多く、事前に税務署へ相談していただいたり、税理士先生を紹介させていただいて対応させていただいています。会社員や公務員など、おおよその方は毎年の年末調整で済んでおり、確定申告をされる方が珍しいのではないかと思います。もちろん個人事業主の方は、申告をされていると思いますが、事業や申告内容によって違いますのでなかなか難しいですね。年末調整の該当者でも、ここ最近ではふるさと納税を行なったために申告されるという話を聞きました。医療費を多くお支払いされている方も申告をすれば還付される可能性がありますね。私自身、一度住宅を購入した際、住宅ローン減税を受けるために、確定申告を行いました。これで大丈夫かな、と思いながらも自分でやってみたのですが調べながら苦労をした覚えがあります。具体的な税務相談までは行うことができませんが、調べて資料をお渡ししたり、税理士先生を紹介させていただくことは対応できます。もし何かありましたらぜひお声掛けください。

〈確定申告が必要な方〉

不動産売却をされ、利益が出た場合。特例を利用する場合。

住宅を建てるための資金を贈与した場合。

110万円超の贈与をした場合。

住宅ローン減税を受けたい場合。（2年目以降は年末調整）など



建築不動産営業 筒井